

令和2年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和元年6月2日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	民 生 部 長	石橋 史生
事 業 部 長	堀川 雅央	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
健 康 福 祉 課 長	井上 育久	人権同和対策課長	西邊 勝之
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1 号 令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 7 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 8 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 9 議案第 1 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 2 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 3 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 議案第 4 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 議案第 5 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 議案第 6 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第 7 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 議案第 8 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第17 議案第 9 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 議案第10号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 議案第11号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 議案第12号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第21 議案第13号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第22 議案第14号 安堵町税条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第15号 安堵町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第16号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第17号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について
- 第26 議案第18号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第27 議案第19号 令和2年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について

開 会

午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。

島田議員からは本日の会議を欠席する届が提出されています。

定足数に達していますので会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

理事者側職員につきましては、密集・密接の状態を避けるために、町長、副町長、教育長及び部長級、並びに課長は提出案件の説明者に限定して出席を求めました。

また同観点から議場の扉を開放し、また説明者は暫時休憩を前後に交代制を取って本日の本会議を運営していきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは初めに西本町長より開会に当たり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

一年の中で、一番さわやかな季節でございますが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大が地球規模で今も続いており、予断を許さない状況でございます。4月7日以来の緊急事態宣言が全面解除された我が国においては警戒を怠ることなく再流行に備え、医療や検査体制の強化を行い社会経済を回復軌道に乗せて行くことが喫緊の課題であります。安堵町といたしましても、住民の方々の生活を守り安心して暮らせるよう、地方創生臨時交付金を活用した様々な施策に取り組んでまいり所存でございます。議員の皆さまの御協力をお願いいたします。

そのような折、令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ともに忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日、提案させていただきます案件でございますが、

令和元年度繰越明許費繰越計算書についての報告が1件、条例の専決処分が1件、令和2年度補正予算の専決処分が2件、そして人事案件が13件、条例の一部改正案件が3件、令和2年度補正予算が3件の合計23件でございます。

議員の皆さまに御審議いただく前に、順を追って、案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、3月定例会において承認いただきました一般会計の6事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため、令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第2号は、新型コロナウイルス感染症及び、蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を早急に図るため専決処分いたしました。安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、報告第3号は、前年度歳入を補填する目的で、前年度繰上充用金をもって財政処理を行うため専決処分いたしました令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

次に、報告第4号は、これにつきましても、前年度歳入を補填する目的で、前年度繰上充用金をもって財政処理を行うため専決処分いたしました令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

続きまして、議案第1号から議案第13号は、安堵町農業委員会委員の任命についてでございます。現行の安堵町農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、新たに委員13名を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案14号は、令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、政令、及び省令に対応するため、安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第15号は、個人番号の通知カードの廃止に対応するため安堵町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

次に、議案第16号は、平成27年4月から介護保険法の一部改正により保険料軽減を一部実施しておりますが、消費税率の10%への引き上げに伴い低所得者の保険料の軽減措置が追加されることに対応するための安堵町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案第17号は、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について、新型コロナウイルス感染症拡大防止とともに影響を受けた地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るための交付金に伴う増額補正でございます。

次に、議案第18号は、令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補

正第1号)については、消費税率10%への引き上げに伴う介護保険料の軽減強化に伴う、財源更正でございます。

次に、議案第19号は、令和2年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第1号)については、新型コロナウイルスの感染症拡大への対策として、水道料金(基本料金)免除の経済支援でございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細は、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長(福井保夫) 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、2番 増井敬史議員を指名いたします。両議員には会期中よろしくお願ひいたします。

議長(福井保夫) 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11日までの10日間にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から11日までの10日間とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 日程第3「諸般の報告」を行います。

2件あります。

「災害発生時における安堵町議会申し合わせ事項について」と「安堵町議会議員災害発生時行動マニュアル」の策定について。

3月下旬の全員協議会において、この申し合わせ等を協議し策定いたしました。住民のために行動する立場にある我々議員が、災害発生時及び災害防止のために、危機感をもって、何らかの体制づくり、また地域住民の避難、支援等に係る行為、町対策本部との関わり方などについて、共通認識を有することにより、地元支援を中心に、時には必要な範囲で町対策本部と協同できるようまとめました

「諸般の報告」と「行政報告」について。

議会運営委員会において、議会及び理事者側からの報告を冒頭に置くことに決定いたしましたので、本定例会からそのように運営いたします。

以上です。これで諸般の報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行います。

4月7日に大阪府など7都道府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより安堵町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染拡大防止等全力で取り組んでまいりました。この間住民の皆さまには外出自粛により学校休業、こども園の自粛、在宅勤務等の御協力をいただいたところでございます。

その結果、当町住民の方々の感染は今の所見られておりません。住民の皆さまが一丸となって御協力をいただきましたことに感謝申し上げ、そして何よりも感染リスクがある中、医療・介護・保育・生活必需品の販売等、健康と暮らしを守るために尽力いただいた皆さまに感謝と敬意を表すところでございます。

今後も第2波、第3波の新型コロナウイルス感染症拡大に備えてまいりたいと考えております。

当町では、今回は公共的空間等の安全・安心確保、いわゆる感染拡大防止策として学校、公共施設の消毒や薬剤等の配備、子育て世帯の経済的負担を軽減する子育て支援策として、国の

児童手当1万円加算に、さらに当町といたしましても児童一人当たり1万5,000円、そしてひとり親世帯にはさらに1万5,000円の支給、そして町立学校・こども園の給食費2か月分の無償化を行ってまいります。

次にICT環境等を早期に整備する教育支援策を実施してまいります。

次に中小企業等への支援策、事業者支援策としてセーフティーネットの認定を受けた事業者一人当たり10万円の支援でございます。

次に、全家庭へ水道料金の2か月分の免除などを行ってまいります。

しかしながら第2、第3波が発生した場合は情勢に応じた取り組みを加えてまいりたい、このようにも考えております。

そして住民の皆さまの大きな関心であります特別定額給付金につきましては、現時点では全体で90%以上処理できていることを報告させていただきます。

次に、この度5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されました。当町では本日、6月1日より、休業または自粛をしておりました小・中学校・こども園・各施設が再開したところでございます。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設における建設事業の進捗状況を御報告いたします。

令和2年4月27日付でエネルギー回収型廃棄物処理施設の落札者が決定をいたしておりましたが、この落札者に対して3月19日付、四日市労働基準監督署からのプレスリリースにより労働安全衛生法違反が発覚いたしました。従いまして、今後、本契約は行わずに再度、改めて事業者選定を行うことになっております。また、奈良県の家屋倒壊等氾濫想定区域、川の浸食ということでございますが、新ごみ処理施設、いわゆるマテリアルリサイクル推進施設用地の一部が想定区域内に入ることが判明いたしました。従いまして、同じ敷地内でマテリアルリサイクル推進施設のいわゆる各施設の配置計画を再度見直しを行うことといたしております。従いまして、現時点でいわゆる両施設とも工事着工が1年から1年半延長となる見込みでございます。

私からは以上でございます。

議長（福井保夫） 他にありませんか。

教育長（辰巳秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。教育長。

(辰己教育長 登壇)

教育長（辰己秀雄） おはようございます。教育委員会 辰己でございます。

今の町長の行政報告に加えて、私の方より学校再開の状況そして町内各施設関係の再開の状況について御報告申し上げます。

初めに、町立学校保護者の皆さまにおかれましては、臨時休業期間中において子供たちの家庭学習や生活指導など多くの面で各御家庭に御負担をおかけし、御協力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、政府の方が新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月14日に、奈良県を含む全国39県の解除を決定いたしました。これを受けて奈良県の対処方針、県教育委員会の学校再開ガイドラインが示され、町感染症対策本部において生駒郡内各町の状況も踏まえ6月1日以降、学校再開の方針が決定されました。

同時に5月18日以降、分散登校を活用し段階的に諸準備を整え、安堵町立学校は6月1日より感染拡大の防止の徹底を図りながら、粛々と教育課程を執行させていただいております。

特に本議会での、御了承を賜れば安堵町としての新型コロナウイルス感染拡大に備えた子育て教育支援施策を受けて町立学校児童・生徒へのマスクの配布、2か月分の給食費無償補助、学校ICT環境の早期整備を予定しております。

次に、各町内施設関係の再開の状況についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、国・県等の宣言解除、休業要請解除を受け5月19日に、町対策本部において近隣の市町村の公共施設の閉館の状況、開館再開情報に鑑み6月1日より安堵町各施設の開館再開を決定いたしました。

町教育委員会と連携し新型コロナウイルス感染拡大防止の基本方針の下、各館で利用、開館の際のガイドラインを作成し、利用者の方々の御理解と御協力をいただきながら、段階的に通常利用状態に戻してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（福井保夫） 他にありませんか。

なければ、これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第5 報告第1号「令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明をさせていただきます。

それでは、議案書の次のページ、1ページをお願いいたします。令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

3月定例会におきまして、令和元年度から翌年度への繰越明許費について御承認をいただきました6事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し議会に御報告するものでございます。

それでは、各事業の財源内訳について、御説明をさせていただきます。

5款 農林水産業費、1項 農業費、事業名は土地改良事業、金額は、議会におきまして御承認いただきました翌年度に繰り越して使用できる限度額でございますが6,348万2,000円、翌年度繰越額2,936万2,000円で財源は国県支出金1,599万5,000円、町債1,030万円、残り306万7,000円を一般財源をもって充てさせていただきます。

次に、7款 土木費、1項 土木管理費、事業名は土木全般、金額は63万7,000円、翌年度繰越額63万6,120円で、財源は一般財源をもって充てさせていただきます。

2項 道路橋梁費、事業名、町単独道路維持補修費、金額は1,100万円、翌年度繰越額同額で、財源は一般財源をもって充てさせていただきます。

3項 都市計画費、事業名は都市公園維持管理事業、金額は900万円、翌年度繰越額同額で、財源は一般財源をもって充てさせていただきます。

9款 教育費、1項 教育総務費、事業名、安堵小学校大規模改造事業、金額は5,431万8,000円、翌年度繰越額同額で、財源は国県支出金1,661万1,000円、町債3,

270万円、残り500万7,000円を一般財源をもって充てさせていただきます。

続いて事業名、GIGAスクール構想事業、金額は6,838万4,000円、翌年度繰越額5,502万9,000円で、財源は国県支出金2,101万5,000円、町債880万円、残り2,521万4,000円を一般財源をもって充てさせていただきます。

合計金額2億682万1,000円、翌年度繰越額1億5,934万5,120円、未収入特定財源、国県支出金5,362万1,000円、町債5,180万円、残り5,392万4,120円を一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日 報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降の令和元年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。以上、御報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終結します。

議長（福井保夫） 日程第6 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） おはようございます。税務課の勝井です。よろしくお願いいたします。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての雇用の維持と事業の継続のための税制措置に関する地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が交付されたことに伴い安堵町税条例の一部を改正するものです。

改正内容が新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を早急に図る必要があるため専決日を令和2年5月8日として専決処分させていただきました。

主な改正内容は4点でございます。

1点目が、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等です。

2点目が、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限の延長です。

3点目が、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例です。

4点目が、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例です。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。議案書2ページの次の新旧対照表1ページをお願いします。

まず第1条関係の附則第10条につきましては、法律の改正に合わせた規定の整備でございます。

附則第10条の2につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資等を行う中小企業等を支援する観点から適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える規定を第20項として追加するものです。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用

期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするための改正です。

附則第23条につきましては、地方税法の規定において条例に委任している事項の細目を定める規定を追加するものでございます。

次に2ページをお願いします。

第2条関係の附則第10条につきましては、法律の改正に合わせた規定の整備でございます。

附則10条の2につきましては、法律の条ずれによる所要の措置でございます。

附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定を追加するものです。

附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定を追加するものです。

なお、施行期日は公布の日で、令和2年4月30日から適用させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年6月2日 報告

安堵町長 西本 安博

税務課長（勝井 顯） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月8日 専決

税務課長（勝井 顯） 次のページからの本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願いします。

以上です。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第7 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。

それでは報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、令和元年度安堵町国民健康保険特別会計決算において、累積の赤字2,238万9,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和2年度国民健康保険特別会計において前年度繰上充用金として同額の2,238万9,000円の増額補正を行うものでございます。

また、令和元年度会計の出納閉鎖までに、歳入不足の補填処理を行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月29日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金で2,238万9,000円の増額。

これは、令和元年度国民健康保険特別会計の累積赤字の補填分でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入の部。

6款 諸収入、1項 雑入、4目 歳入欠かん補てん収入をもって全額充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3

項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年6月2日 報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月29日 専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,628万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日 専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

6款 諸収入、1項 雑入、補正前の額76万8,000円、補正額2,238万9,000円、計2,315万7,000円。

歳入合計。

補正前の額9億4,390万円、補正額2,238万9,000円、計9億6,628万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0、補正額2,238万9,000円、計2,238万9,000円。

歳出合計。

補正前の額9億4,390万円、補正額2,238万9,000円、計9億6,628万9,000円となっています。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第8 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（西邊勝之） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西邊人権同和対策課長。

（西邊人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（西邊勝之） おはようございます。人権同和対策課、西邊です。よろしくお願いします。

報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」、それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、令和元年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算において、累積の赤字2,580万4,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和2年度住宅新築資金等貸付事業特別会計において、前年度繰上充用金として、同額の2,580万4,000円の増額補正を行うものでございます。

また、令和元年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月29日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをお願いします。

歳出の部。

3款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金で2,580万4,000円の増額。

これは、令和元年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の累積赤字の補填分でございます。

この財源といたしまして、次の7ページ、8ページをお願いします。

歳入の部。

2款 諸収入、2項 雑入、2目 歳入欠かん補てん収入をもって、全額充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年6月2日 報告

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（西邊勝之） 次のページをお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月29日 専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（西邊勝之） 補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）

令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,580万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,620万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日 専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（西邊勝之） 次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

2款 諸収入、2項 雑入、補正前の額7万5,000円、補正額2,580万4,000円、計2,587万9,000円。

歳入合計。

補正前の額40万5,000円、補正額2,580万4,000円、計2,620万9,000円。

次のページをお願いします。

歳出の部。

3款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額2,580万4,000円、計2,580万4,000円。

歳出合計。

補正前の額40万5,000円、補正額2,580万4,000円、計2,620万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第４号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第４号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 次の日程第９ 議案第１号から日程第２０ 議案第１２号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） おはようございます。総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

議案第１号から議案第１２号までを一括で御説明させていただきます。

議案第１号「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

本件は安堵町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定によりまして、農業委員会
の委員を任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

なお、委員候補につきましては条例定数13名となっており、任期につきましては令和2年
7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号

安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26
年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 てらだ せいじ
寺田 誠司

■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

総務課長（吉田裕一） 以下、議案第2号から議案第12号まで議案書の本文が同文でございますの
で、省略させていただきます本文の「記」以下の住所、氏名、生年月日を朗読させていただきます。

議案第2号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 まつもと まさひろ
松本 正弘

■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

議案第3号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 なかざわ まさしげ
中澤 正繁
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第4号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 おかだ かずゆき
岡田 和之
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第5号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 いぬい あきひろ
乾 昭宏
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第6号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 しょうじ みつひろ
莊司 光弘
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第7号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 よしだ ひろし
吉田 宏至
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第8号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 いのうえ たけし
井上 武
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第9号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 にしの じゅんいち
西埜 順一
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第10号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 おく しんいち
奥 信一
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第11号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 つくだ よしてる
佃田 佳照
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

議案第12号

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 こんどう こういち
近藤 晃一
■■■■■■■■■■■■■■生 (■■歳)

総務課長（吉田裕一） 以上、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、議案第1号から議案第12号まで一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。
討論を省略し、1件ごとに採決します。この採決は、起立によって行います。
これより、議案第1号を採決します。
本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。
議案第1号は同意することに決定しました。
これより、議案第2号を採決します。
本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。
議案第2号は同意することに決定しました。
これより、議案第3号を採決します。
本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。
議案第3号は同意することに決定しました。
これより、議案第4号を採決します。
本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は同意することに決定しました。

これより、議案第5号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は同意することに決定しました。

これより、議案第6号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は同意することに決定しました。

これより、議案第7号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は同意することに決定しました。

これより、議案第8号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は同意することに決定しました。

これより、議案第9号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は同意することに決定しました。

これより、議案第10号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第10号は同意することに決定しました。

これより、議案第11号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は同意することに決定しました。

これより、議案第12号を採決します。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は同意することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第21 議案第13号「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、松田議員の退場を求めます。

(松田議員 退場)

議長（福井保夫） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第13号を御説明させていただきます。

議案第13号「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

本件は安堵町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、農業委員会委員を任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

任期につきましては令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号

安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 まつだ まさる
松田 勝

■■■■■■■■■■生 (■■歳)

総務課長（吉田裕一） 以上、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第13号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は同意することに決定しました。

松田議員の入場を求めます。

（松田議員 入場）

議長（福井保夫） 松田議員に申し上げます。

松田勝氏を農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意されました。

よろしくお願いします。

議長（福井保夫） ここで11時15分まで休憩します。

休 憩（午前１０時５８分）

再 開（午前１１時２０分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２２ 議案第１４号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） 税務課の勝井です。よろしくお願いいたします。

議案第１４号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

令和２年度の税制改正を踏まえて地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が令和２年３月３１日に公布されたことに伴い安堵町税条例の一部を改正するものです。

令和２年４月１日施行の改正につきましては令和２年３月３１日の専決処分とさせていただきます。所要の改正を行い令和２年第１回安堵町議会臨時会で御承認をいただいたところで

す。

今回の改正は専決処分で改正した以外の所要の改正について税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は３点でございます。

１点目が、個人住民税関係において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直し等です。

２点目が、町たばこ税において、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。

３点目が、納税環境整備関係において、還付加算金等の割合の引き下げです。

それでは新旧対照表により説明させていただきます。議案書６ページの次の新旧対照表１ページをお願いします。

まず第１条関係の第２４条第１項につきましては、非課税措置について寡夫を対象から除き、

ひとり親を対象に追加するための所要の措置でございます。

第34条の2につきましては、所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置でございます。

次の2ページの第36条の2第1項につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置でございます。

第94条第2項につきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について重量比例課税から1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする改正でございます。

同条第4項につきましては、政令の改正に合わせた町の措置でございます。

次の3ページをお願いいたします。附則第3条の2及び4ページの附則第4条第1項につきましては租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。

次の5ページ、附則17条第1項及び附則17条の2第3項につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設する法改正が行われた租税特別措置法第35条の3の規定を追加するものです。

続いて6ページの第2条関係第19条につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置及び規定の整備でございます。

次の7ページの第20条につきましては、条例の項の削除による改正でございます。

第23条第3項につきましては、法律改正に合わせた規定の整備でございます。

第31条第2項及び9ページの同条第3項につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行おうとする連結納税の廃止に伴う規定の整備でございます。

次の10ページの第48条第1項から12ページの同条第7項につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置でございます。

同条第9項につきましては、通算法人について課税標準を法人税額とする個人帰属税額の廃止に伴う規定の削除でございます。

同条第10項から14ページの同条第17項につきましては、法律改正に合わせた改正及び条例の項ずれによる所要の措置及び項の振り分けでございます。

次の15ページの第50条第2項から同条第4項につきましては、法律改正に伴う規定の整備及び法律改正の項ずれによる所要の措置でございます。

次の16ページの第52条第4項から17ページの同条第6項につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の削除でございます。

第94条につきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする改正でございます。

次の18ページの附則第3条の2第2項につきましては、条例の項の削除に伴う所要の措置でございます。

なお、施行期日は令和2年10月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第14号

安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

税務課長（勝井 顯） 次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第23 議案第15号「安堵町手数料条例の一部を改正する条例について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号を御説明させていただきます。

議案第15号「安堵町手数料条例の一部を改正する条例について」

本改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴いまして個人番号の通知カードが廃止されるため手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、個人番号の通知カードの廃止に伴いまして手数料条例中の通知カードの再発行手数料に関する箇所を削除いたします。

また、施行期日につきましては公布の日からとさせていただきます。

それでは、詳細につきましては議案書の新旧対照表で御説明させていただきます。議案書2ページの次の新旧対照表ご覧ください。

左の表の1番上の段、通知カードに係る部分を削除することとし、2段目に記載されております個人番号カードの再交付と期限が到来した個人番号カードの返納後の再交付のみとし、1枚につき手数料800円として右の表のように規定を整備いたしております。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

安堵町手数料条例の一部を改正する条例について

安堵町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 議案書の次のページ、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり採決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第24 議案第16号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(井上育久) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。井上健康福祉課長。

(井上健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(井上育久) 健康福祉課 井上です。よろしくお願いします。

それでは、説明させていただきます。

本改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、これを受け改正するものです。

この改正は消費税10%引き上げに伴い、令和元年度に条例改正を行いました。令和2年度において消費税10%引き上げの満年度化に伴い低所得者の介護保険料に対しさらなる軽減の充実を図るため、第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階に該当する者の令和2年度の介護保険料について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして新旧対照表1ページの方よろしくお願いします。

第2条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,500円」を「23,600円」に改めます。

第2条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「49,300円」を「39,400円」に改めます。

第2条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「57,200円」を「55,200円」に改めます。

なお、この条例の施行日は公布の日からとします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第16号

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。
御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。
お諮りします。
ただいま議題となっています議案第16号は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第25 議案第17号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」、議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第17号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,305万2,000円を追加し、歳入歳出総額を45億4,678万円といたします。

補正理由につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、その実施に向け所要の経費につきまして補正予算をお願いするものでございます。

具体的には一つ目として感染拡大防止策、二つ目として子育て支援策、三つ目として教育支援策、四つ目として事業者支援策、そしてその他の事業でございます。

次に、消費税10%への引き上げに伴う緩和策として、介護保険法施行令の一部の改正によりまして、低所得者の介護保険料軽減強化に係る必要経費を増額補正し、介護保険特別会計へ繰り出すことで保険料を軽減し、保険料の不足分を補填するものでございます。

三つ目の理由といたしましては、学校休業に伴う給食中止により生じている食材費の違約金等に係る必要経費を増額補正するものでございます。

それでは、補正予算書の11ページ12ページをお開きください。

歳出でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費におきまして、需用費では公共的空間安全安心確保事業及び防災活動支援事業等、感染拡大防止のための経費817万9,000円。

役務費では、通信運搬費等23万5,000円

委託費では、子育て世帯への給付金に係るシステム改修50万円、ICT電算整備委託607万5,000円、同じく、支援員等業務委託及び研修委託で438万5,000円、蔵書管

理システム改修及び保守101万9,000円等、合わせまして1,296万7,000円。

使用料及び賃借料では、ライセンス・著作権等使用料等で154万2,000円。

備品購入費では、GIGAスクール構想の環境整備として1,284万9,000円。

負担金補助及び交付金で、子育て世帯への臨時特別給付金上乗せ給付として1,125万円、ひとり親世帯臨時特別給付金として150万円、就学前教育・保育施設に通う園児給食補助として20万円、中小企業者等事業継続支援として300万円、学校給食臨時補助金として840万円、学校臨時休業対策事業費補助金として90万円。

上水道事業繰出金650万円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費でございます。介護保険事業 低所得者保険料軽減繰出金として469万1,000円の増額補正でございます。

2項 児童福祉費 こども園費におきまして、給食費無償化分の76万円の財源更生でございます。

次に、9款 教育費、教育総務費で学校臨時休業対策事業費補助金83万9,000円の増額補正でございます。

今回の補正につきましては地方創生臨時交付金関連事業は100%国庫補助、介護保険低所得者保険料軽減及び学校休業時対策につきましては4分の3の国庫、県費補助でございます。

続きまして、補正予算書7ページ8ページにお戻りください。

歳入でございます。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金におきまして、低所得者保険料軽減負担金として234万6,000円の増額補正でございます。

次に、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として6,730万4,000円。

6目 教育費国庫補助金として学校臨時休業対策費補助金として62万8,000円の増額補正でございます。

15款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費負担金におきまして、低所得者保険料軽減負担金として117万2,000円の増額補正でございます。

最後に、19款 繰越金、1項 繰越金で236万2,000円の増額補正でございます。それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第17号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,305万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,678万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億5,462万1,000円、補正額234万6,000円、計1億5,696万7,000円。

2項 国庫補助金、補正前の額9億9,098万3,000円、補正額6,793万2,000円、計10億5,891万5,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億170万5,000円、補正額117万2,000円、計1億287万7,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額2,510万4,000円、補正額236万2,000円、計2,746万6,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額4,511万2,000円、補正額マイナス76万円、計4,435万2,000円。

歳入合計。

補正前の額44億7,372万8,000円、補正額7,305万2,000円、計45億4,678万円。

続きまして、3ページお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額11億6,471万6,000円、補正額6,752万2,000円、計12億3,223万8,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億3,921万8,000円、補正額469万1,000円、計6億4,390万9,000円。

2項 児童福祉費、補正前の額3億7,126万3,000円、補正額0円、計3億7,126万3,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億657万5,000円、補正額83万9,000円、計1億741万4,000円。

歳出合計。

補正前の額44億7,372万8,000円、補正額7,305万2,000円、計45億4,678万円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。

どうぞ御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） はい。今回のこの補正の内容のことにつきまして、誠にこれで結構でございますねんけども、先般5月の15日に私どもの全員協議会、議長から要請していただいて、この新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生臨時交付金利用、この内容の説明を乞いました。

この内容につきましては、総務部長そして財政課長等がですね、一生懸命緊急でもって、この内容を作成していただいて、未だこれで活用させていただいて私も勉強させていただいている次第でございますけれども、国のこの交付、創生臨時交付金のこの事業につきまして、安堵町で6,700万円の、その内容を見ましたら先般も広報でもって安堵町の独自の政策をひとつ掲載をして欲しい、とその時に申し上げてその内容を掲載していただきました。

その内容を見ていましたら、この交付金事業についてちょっと若干いろいろ数字的なズレがありますものの、項目的には一応まとめていただいて非常にありがたいな、住民の方々、良くわかっていただいたな、というような思いで理解はさせていただいております。

ちょっとその中の、私、その協議会の時にでも、理事者側に一つお願いしていたことが、項目がございました。

6,700万のうち約5,000万が子供さんに手厚く事業を行っていこう、ということの町の姿勢はうかがえました。ただ、6,700万のこの交付金事業の中で約5,000万ほどが子供さんに費やしていこうということで町の姿勢は良くわかったんですけれども、ちょっと今の時代のこの交付金、目的側から言えばちょっと突出しておるんじゃないかな、という思いもいたします。

子供さんのこの事業の中でICT事業ですか、この内容につきましては、すでに令和元年度でこうした事業をやっていこうということで教育費に関して予算を作成されてですね、安堵町議会においても承認をさせていただいております。ただ、元年度で事業ができなかったということで繰り越しで令和2年の方へ繰り越しされております。

まず、その辺のことで繰り越しに及んだ理由、たまたま繰り越しが起こって事業がまだ完成されていない、今の現状を見ました時に、どこまでこの事業が進んでいるかな、考えておられるのかな、ということも我々は非常に興味があるところでございます。もう明日、明後日でこの事業が完成するのかな、というような思いと、いやいやまだこれからですねん、というような思い、この辺のことについて私は非常にちょっと危惧することがございます。

ただ、国、また県、国庫事業として、それから算定、見られておってその事業費の3分の2は国県事業費と見られております。3分の1が自己財源でございます。約、ここで言うこの交付金事業で2,300万は、その3分の1の事業として自己財源の、それをそこに持っていくということで、これが決められたようでございます。この説明では。

ただ、いろいろとそれを辿っていきますと、3分の1の自己財源につきましても、今後、令

和2年度、3年度、4年度、5年度、5か年の中で国の地方交付の算入の中にも、その辺のことに關しては加味されておると、これは事実でございます。

ですので一般財源的なことの2, 300万ほどのことが一般財源として怖くはないんですけども、今このコロナ対策でもって教育費に、この2, 300万を充てられた、ということはちょっとこれは、いかがなものかと。

で、1日の方に、まだ昨日でございますか、せやけど住民の方には広報が5月の末に届いております、その中で聞かせていただいていたら、このコロナ対策で安堵町のこの事業の中で、子供さんにやはり手厚いなど、非常にこれは良いお言葉あるんですけども、私はこの際にこの事業の足らなかった3分の1の自己財源というのが、ここから当てはめるべきではないと。しっかりと予算が要るなら要るで一般会計に補正なら補正、当初予算なら当初予算ということで、しっかりと予算化されておるから、その事業をまず遂行してこのコロナ対策の2, 300万をなぜこちらの方で算入されていったかということは、ちょっと大いに疑問するものでございます。

当日は、町長は要請しておりませんでした。副町長以下、部長にお見えいただいて、しじゅう説明をしていただいた訳でございますけども、民生部長、その席におられました。その時に安堵町でもって今後これは第1次の6, 700万というのは国のこのコロナ対策の感染に伴う地方創生の臨時金の交付金でございました。

これは聞くと、報道によりますと第2次の要するに補正、国の方の補正も2兆円を費やして地方公共団体に配布するという内容のものも閣議決定は、なっておるわけでございますので、これは2兆円の中で安堵町でその中で何千万円、何億というものがまた算入されることでございますので、そこはまたこれからのことといたしますけども、とりわけこの2, 300万の、このコロナ対策の事業についてですね、その時に、全員協議会で申し上げました。

その時のこととして、いろいろ議員の方から話が出たんですけども、町民にやはり、全体の町民としてやはり分厚く施していった方が良いんじゃないかな、事業として捉まえていったら良いんじゃないかなと。ただその部分としては水道代の600万のこの辺の構成これは減額をされておるようでございますけども、そのみぐらいにかかってくるんじゃないかなと、あのことは大きい事業としては捉えられておらない。

で、斑鳩町もちょっと私、聞いてみましたら、同じこの事業として1万2, 000所帯、これは50枚のマスクでしたら60万枚、これもう保健センターで要するに袋詰めされて、あとは今日、明日の臨時議会の議会の承認をもって全部発送する、というような手筈になっておるようでございます。

それはやはり一般住民のやはり望んでおる今、マスクをですね各所帯に配布されるということが、隣の町でそういうことが起こっております。現にうちの町で言ったらいち早く高齢者に

3枚分そして介護施設、諸々の所の方へのお渡しする分、妊産婦の方々の方へ直接届けて行く、ということでその時その時はありがたい、マスクも非常に喜んでおられたことは事実でございます。

だから今一度、地方創生の臨時交付金ということの内容のことにもって、もうちょっと深く住民の要望は何であるかというところをですね、しっかりと捉まえて今後計画を出していただきたいな、という思いもいたします。

で、その時に民生部長の方をお願いしておきました。議員の中で、それやったら今、この交付金の中で2, 300万、子供さんのところへ、それも良からうということで思い、そしてその内容の中でそれを子供さんに行くのであれば、町の一般財源をはたいてでも製造されるべきであろう新型コロナのワクチンの完成を見た暁には住民一人ひとり、一人の落ちも無くしっかりワクチンを打ってですね、この安堵町からコロナを追放するということ、これはお願いとして申しておいたはずでございますけども、その辺のことに关しまして民生部長、ちょっと答弁いただきたい。

民生部長（石橋 史生） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。石橋民生部長。

民生部長（石橋 史生） はい。

（石橋民生部長 登壇）

民生部長（石橋 史生） 民生部、石橋です。よろしくお願いします。先日の説明会のところで、新型コロナウイルスのワクチンについての執行質問等がありました。香芝市さんの方でちょっと検討はされておる、検討というかホームページに載っていたということで確認はさせていただきました。

安堵町としましてもワクチンに关しましては、まだもうちょっと先に作成というか、完成されるのかなとは思っておりますが、今からその部分に対して取っておくというのはどうなのかなと、第2次、3次の国の補正予算等もあると思うので、またその際にもワクチンに対しての補助というのは重要だと感じておりますので、またその際に真っ先に検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

8 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8 番（森田 瞳） はい。今最後にその折に検討させていただきます。ということで話をいただきました。5月の15日から今日、6月の2日、何を検討された、この間。町長と相談されましたか。

民生部長（石橋 史生） しておりません。

8 番（森田 瞳） してない。我々何のために全員協議会開いてこのことを申し上げたのですか。

私この時は、あえて最後に総括として議員の一人としてちゃんと申し上げたはずなんです。内容が加わってないです。そうでしょ。

やはり町民としては、やっぱり安心感なんですよ、安心感。そりゃあね、7,000人の安堵町の住民に全員を対象にこのコロナのワクチンを接種すると、事業として取り扱いますと言ってあげれば、全部はおそらく打たないでしょう、半分打ったって3,000人、3,500人ですか、そういうやっぱりね配慮、安心感ををもっていただく、というのが町の行政のやっていき方なんです。すごく安心するんですわ。安心。

それでね、今、やかましく言われてます白鷗大学の岡田先生、この方も非常に今になってやかましく言われてますのは、インフルエンザは絶対に打ちなさいと言ってはる。インフルエンザ。インフルエンザは特に今回打っておかなければ、この冬に発生したコロナは見境がつかない。だから少なくともコロナのワクチンができるまではインフルエンザのワクチンをしっかり打ちなさいと言ってはる。

そのことはちょっと今、耳に入れておいていただいて、安堵町の対応も、しっかりその辺のことは、インフルエンザですよ、対応をやっていただきたいな、という思いもいたします。

で、話の方は総務部長の方で、この交付金事業いろいろまとめていただいているけども、今回の予算と照らし合わせて最終的に6,700万の予算の要するに合計の金額は合ってる訳や、しかしこれだぶん内容が変わってる。これから言えば。項目ごとにちょっと変わってるところがあるように見受けられる。私ちょっとわからん。ここがね。

今日、実はこの議会の始まるまでに教育委員会で、このICT関係のこと、それをちょっと指摘させていただいて、いろいろ聞かせていただいても、どうもちょっとこのところで、私はこの事業のこの内容でもってしっかり把握したつもりやねんけども、今回の補正のところはかなり数字がばらけてるから、ちょっとどうかなと思うねんけども、この部分について何か御

答弁あれば言ってください。その後変わった点があれば。

総務部長（吉村 良昭） （資料を探そうとする。）

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 総務部長これの4ページにね、町立学校のICT環境の整備事業2,305万円というのがあるんです、これね。今、そのことの要するに補正予算やっとなる訳やけど、一番大きいメインなんです。これは今現在、財政課長から報告されたとおりこの内容でいずれにしてもちょっとこの2,300万というような数字になってこない。ちょっと調べてください。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。申し訳ないですが、総務部長に代わりまして予算の編成をしました総合政策課、私から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、2,305万の内訳なんですけれども、ばらついておりまして、委託費におきまして二つ目の電算整備委託607万5,000円、そして3行目のICT支援等業務委託400万円、ICT研修委託38万5,000円、そして備品購入費1,284万9,000円を合わせまして計2,305万円という形になっております。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） これで2,305万に、なるわけですね。あとの諸々のことにつきましては、この6,700万の、この事業費の中で分散されているということが、これで一応ここでわかりました。

さて、この内容のことに関しまして昨今の状況によりまして市町村の方に小中学校のICT化これは令和2年の3月末までの国の事業として捉まえるということで新聞発表されました。

昨今されました。ただ、特定警戒都道府県ですか、この件につきましては本年の7月までにこれは事業化するという事で新聞報道されております。後の市町村は来年の3月までに事業化するという事で国の方も制度化やっておるようでございますので、その辺のことは、かなり予算的には見られていくんやな、というような思いもいたしますけども、話はちょっと戻りまして、町長の方にちょっと最後の方で、この辺はお伺いしたいと思いますけども、恐らく閣議決定になっている2億円を分散して安堵町の方にもコロナの特別交付金、下りてまいるのは2週間ほど先になろうかと思えますけど、そうしたことについて今後ですね、先ほど先回の5月15日に全員協議会で意見もございました、ワクチンの接種、これね、全面的に無料でどうのこうのということでは私は無いと思うんですよ。住民を安心させるためにワクチンに多大な、やはり安堵町として補助をしていこうということで、これはだから、この国の財源の方で確定されるにおいても、また一般対策においても、安堵町は大丈夫やでというような方向、それに触れましたようにインフルエンザもしっかりと生駒郡内の各首長と話していただいて、特にインフルエンザは、あれだけ報道でやかましく言ってますのでものすごくインフルエンザの予防注射は増えるはずですよ。それは何とか獲得していただいてその辺の補助の実現化にも、お願いしたいということ。

そしてコロナのこの対策につきまして町長の所見をちょっと賜りたいと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） はい。自席からでよろしいでしょうか。

確かに第1回目の、この7,000万の件、どういう形でいくかということはだいぶ検討いたしました。その中で、お隣さんは全住民にマスクを配布するという案もあるということは聞き及んでおります。私どもはどうするかということだったんですが、私どもはいち早く高齢者と妊婦、妊婦は2回にわたり配布しております。

もう今の時点では、その辺の店頭も全部マスクは出ているということなので、今回はマスクの配布よりは、今、富井課長から説明したところにこの財源を使おうということで対応した訳でございます。そういうことで、お隣さんはマスクをかなりあれしておられますが、今回はマスクは断念させていただいたということでございます。

これは、第1回目はスピード感、今すぐでもちゃんとメニュー化できるやつを出してくれという第1次ですのでスピード感を要求されましたので、こういうメニューになった訳でございます。

私も、恐らく今年度末ぐらいには何かこうワクチンが形になって出てくるんじゃないかというのは報道で知り得ております。これはまた、第2次、第3次、国の方もかなりこれについては、一つのガイドラインが出てまいりますので、そのガイドラインに沿って私どもも、ちゃんと対応はさせていただく覚悟はできております。

特に生駒郡内、どこがやって、どこがやらないということでは後で不評を買いますので、これは4町、町長必ずこういう大きな時には集まって統一見解を出そうという話は、もうしております。その折にはインフルエンザあるいはコロナワクチン必ず対応はさせていただきます。そういう考えでおりますことを御報告申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） どうもありがとうございます。そういうような今、町長の答弁、おっしゃっていただいたこと、これは住民にしてみたらものすごく安心感があるんですね、安心感。安堵町で、他所もやって無いこうした施策、安堵町は考えてくれてるで、ということもやっぱり含んで住民にお伝えできれば、私は、それはもう町長の気持ち一つやねん。町長の気持ち一つ。それはもう財政が破綻であろうが何であろうがこれはやりますねん。というようなことで、おっしゃっていただいたら住民はすごく安心感を得るんじゃないかな、という思いもいたしますので。

いろいろと、この内容の質疑させていただきましたけども、本会の、この予算のことに關してすでに準備でいろいろと1日も遅れてはいかん、というような事態の教育委員会の立場も良く理解いたしますし、今回この採決につきましては議長の判断で採決をしていただいて、後に、期間内にですね、然るべき常任委員会で勉強会ということで、再度このコロナの交付金の事業についての今後の検討課題ということで我々は一回、二回また三回、四回と続けていかないと、我々も無責任に放っておけることではございません。

そういったことで、お汲み取りいただいて議長の判断で皆さん方に議員の処置に、ひとつこの勉強会のことを開催願えるかどうか、ということを諮っていただきながら私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（福井保夫） 今、森田議員からありましたが、勉強会を開き、もう少し詳しく説明等、また今後の国からの補助等に対しましても、今回と全体、住民にバランスのとれた配分をしていかなければと思います。

ですので勉強会をこの期間中に開きたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) はい。わかりました。それでは議案第17号については、このまま進めさせていただきます。

他に質疑ありませんか。

議長(福井保夫) ありませんか。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第26 議案第18号「令和2年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(井上育久) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。井上健康福祉課長。

(井上健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（井上育久） 健康福祉課の井上です。よろしくお願いします。

議案第18号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、令和2年度において消費税10%に引き上げの満年度化に伴い、令和2年度低所得者に対する介護保険料の負担の軽減をさらに図るため、介護保険料の減額が生じるため財源更正を行うものでございます。

それでは、詳細について補正予算書により説明させていただきます。補正予算書4ページをお願いします。

歳入の部。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料で469万1,000円の減額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 低所得者保険料軽減繰入金で469万1,000円の増額補正です。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第18号

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 補正予算書1ページをお願いします。

議案第18号

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額は1億9,621万8,000円、補正額△469万1,000円、計1億9,152万7,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億2,290万3,000円、補正額469万1,000円、計1億2,759万4,000円。

歳入合計。

補正前の額は8億2,471万8,000円、補正額0、計8億2,471万8,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。

お座りください。

議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） もう1件ですので続けていきます。

日程第27 議案第19号「令和2年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） 上下水道課 廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第19号「令和2年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間の長期化で家庭の水道利用料が増加することに伴う経済的負担を軽減するため、水道料金の一部である基本料金2か月分の減免と、それに伴うシステム改修を行うために要する費用について補正及び財源更生を行うものでございます。

それでは詳細について補正予算書により御説明させていただきます。補正予算書の3ページをお願いいたします。

まず下段の支出につきまして、

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目4 総係費におきまして、委託料として150万円の増額補正でございます。

この財源としまして上段の収入でございますが、

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目3 その他営業収益におきまして、他会計負担金

650万円の増額補正を行い、うち150万円を財源といたします。

また、同款、同項、目1 給水収益におきまして、水道料金500万円を減額し、他会計負担金の残り500万円を財源として財源更生を行うものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第19号

令和2年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定に基づき、令和2年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第19号

令和2年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）

（総則）

第1条 令和2年度安堵町水道事業会計の補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度安堵町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、既決予定額1億7,219万円、補正予定額150万円、計1億7,369万円。

収益的収入の合計。

既決予定額1億9,275万円、補正予定額150万円、計1億9,425万円
支出。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、既決予定額1億8,575万8,000円、補正予定額150万円、計1億8,725万8,000円。

収益的支出の合計。

既決予定額1億8,892万7,000円、補正予定額150万円、計1億9,042万7,000円。

令和2年6月2日 提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） 補正予算書の2ページをお願いいたします。

1. 令和2年度安堵町水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収入。

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益、既決予定額1億6,250万円、補正予定額△500万円、計1億5,750万円。

同款、同項、目3 その他営業収益、既決予定額869万円、補正予定額650万円、計1,519万円。

収入合計。

既決予定額1億9,275万円、補正額150万円、計1億9,425万円。

支出。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目4 総係費、既決予定額2,517万円、補正予定額150万円、計2,667万円。

支出合計。

既決予定額1億8,892万7,000円、補正予定額150万円、計1億9,042万7,000円。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり採決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6月3日 午前10時開会です。

一般質問を予定しています。

本日は、これで散会します。

どうもありがとうございました。

散 会

午後0時25分
